

重 要 事 項

I 全般

(申込みされた内容が事実と異なる場合)
入園内定や決定を取消すことがあります。全ての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。

(書類の不備等)
書類は漏れなく記入してください。不足資料がある場合や未記入の箇所がある場合、選考で不利になる可能性があります。期限までに必ずご提出ください。

(出産予定の児童【未出生児】の4月申込)
2024年2月29日までに出産予定のお子さまであれば、受付期間内に未出生であっても申込みを行うことができます。

※希望できる保育所は、生後43日または生後57日からの預かりが可能な保育所のみです。

※申込時に、母子健康手帳（表紙及び出産予定日の分かるページ）のコピーが必要です。

※2024年2月4日または2月18日までに生まれない場合は内定取消となります。

（2024年4月1日時点で生後43日または生後57日の申込要件に満たないため。）

※申込書等の児童氏名には「未出生」とご記入いただき、生年月日には「出産予定日」をご記入ください。

(書類の返却)

提出された書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

II 保育の必要性の認定

(認定と入園可否の区別)

「保育の必要性」の認定は、保育所への入園を保証するものではありません。認定した後に、入園選考を行い、希望する保育所への入園の可否を決定します。

(交付と保管)

認定を受けた方には、支給認定証を交付します。保育所から提示を求められる場合がございますので、原本はご家庭で卒園まで大切に保管してください。

(交付までの期間)

原則として申請受理日から30日以内に交付します（ただし、2024年4月分の認定証の交付については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は3月末までにお知らせします。）。

(有効期限)

有効期限は3年間が基本です。2号認定は小学校就学前、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが有効期間となります。ただし、認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

(変更手続き)

以前に認定を受けていて、区分を変更する場合は手続きが必要となります（一度、保育短時間に認定された場合でも、就労時間の変更等により、保育の必要量が変わった場合には、再申請と再認定が可能です。）。

(変更の適用日と保育料)

保育必要量の変更があった場合、保育を必要とする時間の範囲及び保育料が変更となります。

また、認定の変更は申請の翌月からの適用となります。

保育短時間は保育標準時間より、保育料が約1.7%低くなります。（100円未満を切捨て）。

III 延長保育（区立）

（延長保育申込み前にすること）

区立認可保育所の在園児の方については、延長保育を申し込む前に各保育所の園長にご相談くださいようお願いいたします（既にご利用されている方が転職する場合も同様）。

（選考対象外）

定員に空きがあった場合でも、選考対象とならない場合は月極め延長保育をご利用いただけませんので予めご了承ください。

（通常勤務時間への超過勤務時間の加算）

園到着時間は、就労証明書上の通常勤務時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とします。超過勤務の実績がある場合は、原則として、1日当たりの平均超過勤務時間を園到着時間に加えることができます。

IV 転園

（育児休業中の転園）

育児休業中に転園する場合は、育児休業中の保護者の基本指数が5点となります。

（保育料を滞納している人の転園）

原則として転園の選考対象となりません。

V 区外からの申込み

（入園希望月の1日までに文京区へ転入できる方）

① 入園月の1日までに実際の居住地を文京区とし、住民登録を文京区へ異動のうえ、文京区へ転入後、速やかに文京区幼児保育課の窓口において、利用申請手続きをしてください。上記ができない場合には、入園内定が取消しとなります。（ただし、賃貸借契約書・売買契約書の写し、または「転入に関する申立書」のご提出ができない等のために調整指数「区民」が対象外となる方はこの限りではありません。）

② 賃貸借契約書または売買契約書は、転入後の住所、入居日・引渡日、契約当事者双方の署名・捺印がある必要があります。また、入居日または引渡日については、「入園月の1日」以前の日付であることが必須です。なお、賃貸借契約申込書や重要事項説明書は不可とします。

③ 「転入に関する申立書【文京区様式】」は、不動産会社または所有・同居する親族による証明が必要です。また、転入先住所が明確でない場合（地域名のみ等）は不可とします。

VI 内定後

（健康診断）

健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。

（内定辞退取り止め）

辞退届の提出後、辞退取り止めの連絡をいただいても受け付けできません。

延長保育 P13

延長保育選考 P22

延長保育申込書 P32

転園の注意点 P36

区外（海外）からの申込み P34

VII保育の必要性を確認するための書類

（有効期限）

就労証明書の発行日の記入がない場合や発行日が提出日から3か月以内のものでない場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。

（偽造・変造等）

就労証明書などに偽造や変造などの不正が見つかった場合は、選考対象外や内定取消、退園となる場合があります。また、今後の入所選考においても選考対象外とする場合があります。

（実績不足）

申込み時点で実績が1か月に満たない場合は、実績が1か月を超えた段階で、「就労実績証明書」をご提出ください。

※勤務条件に見合った就労実績がない場合、選考指数が低くなる場合があります。

※現在の就労先で1か月の実績が証明できず、前職がある場合は、前職分の就労証明書を合わせてご提出ください。

前職を確認できない場合は、現在の就労先のみで選考指数を決定します。

（複数か所勤務）

就労先が複数ある場合は、全ての勤務先の就労証明書をご提出ください。また、就労状況申告書（文京区指定）を提出してください。

（就学中に奨学金を受けている場合）

奨学金（学費のみでなく、生活支援のための費用）を受けている場合は、金額や期間等の詳細が分かる書類を合わせてご提出ください。

（事業主の制度等で就学）

就労先から派遣されている場合や、就労先の社員教育制度等を利用して学校に通われている場合は、就労先の就労証明書（文京区指定）及び制度を利用していることが分かる書類をご提出ください。

（職業訓練）

ハローワーク等の職業訓練として学校に通われる場合は、受講指示を受けていることが分かる書類のコピーをご提出ください。

VIIIその他

（空き情報の公開）

毎月1日に最新の空き状況（募集）について、文京区ホームページ等でお知らせします。

4月選考の空き状況（募集）については、毎年11月初旬ごろに公開いたします。

（加配について）

加配職員は対象の児童だけでなく必要に応じてクラス保育等を行います。採用状況によって配置できない場合があり、また、加配されるまで入園をお待ちいただく場合もあります。

（保育料の日割り）

月の1日現在、在園している場合は、月途中で退園しても1か月分の保育料が発生します。

また、延長保育料についても同様の扱いになります。

（提出書類の返却等）

ご提出された資料の返却はできません。必要書類についてコピーが必要な場合は、ご申請者様にてご対応ください。お申し出いただいても、幼児保育課職員にてコピーを取ることは致しかねます。

【認可】家庭的保育事業

家庭的保育事業とは、保育が必要と認められる3歳未満の児童について、家庭的保育事業者の自宅などで少人数の保育を行うものです。

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書」の希望する保育所の中に含めて申し込みしてください。

【通常の保育所と異なる点】

- 保育時間は原則午前9：00～午後5：00（保育標準時間でお申込みした場合でも短時間認定）となります。
- 延長保育の実施及び詳細は各家庭的保育事業者にお問い合わせください。
- 4月1次募集で定員が埋まらなかった場合は、クラス年齢を広げて2次以降の募集を行う場合があります（5月以降の募集に関しても同様）。

【認可】居宅訪問型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において1対1で提供する事業です。

【対象児童】

区内在住の主に1歳から未就学児まで（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる児童。

【保育時間】

月曜～金曜（土曜、日曜、祝日及び年末年始等を除く）
午前8時～午後6時のうち最長8時間以内（給食及び延長保育はありません。）

【保育料】

認可保育園の算出方法と同じです。（[P46](#)参照）

【保育運営事業者】

認定 NPO 法人フローレンス

【申込方法】

事前に保育運営事業者と利用についてご相談の上、利用申込を行ってください。
利用にあたっては、認可保育所等と同様に「保育の必要性」の認定が必要です。

★利用が決まった後、提出が必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書
- 保育の必要性を確認するための書類 [P29](#)
- 保育料を決定するための資料 [P31](#)

文京区保育施設区分一覧 P8

[目次へ戻る](#)

認可外保育施設等の補助金

認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象として、保育料補助制度を実施しています。
(認可保育園等と二重在籍をしている場合は補助対象外)

① 補助金の種類、対象となる年齢および補助額

補助制度は、幼児教育・保育無償化による給付金（施設等利用費）と区による上乗せ補助金（保護者負担軽減補助金）から構成されています。

【施設等利用費】

クラス	補助額
3歳児～5歳児クラス	月額3万7千円
0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯	月額4万2千円

【保護者負担軽減補助金】

認可外保育施設等の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助の要件や金額が異なります。

- 補助制度の対象となるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 詳細は右記の区ホームページをご確認ください。



文京区ホームページ（無償化に伴う利用料の負担軽減について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka.html>

② 対象となる施設、サービス

認可外保育施設等に含まれるもの

認可外保育施設、認証保育所、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用を除く。）

なお、対象となるのは上記のうち、**所在自治体から無償化対象施設としての「確認」を受けた施設のみ**です。

- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、無償化開始（令和元年10月）から5年間は経過措置期間とされ、基準を満たさない認可外保育施設についても無償化の対象となります。

そのため、令和6年10月以降、基準を満たしていない認可外保育施設は、無償化による給付金の対象外になる予定です。



文京区ホームページ（確認済施設一覧）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/kakuninshisetsu.html>

保育園での生活

保育園、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながらお子さまをお預かりします。たくさんのお友だちと遊んだり、生活したりする中で心身ともに健やかな人間性を育てていくところです。以下では、公設公営の保育園を例に保育園での生活をご紹介します。

《保育の一日の例》 ※この他、季節に合わせた各種行事を行います。

0歳児	時間	1～5歳児
	開園	
朝の保育開始	7:15	朝の保育開始
順次登園	8:30	順次登園
遊び・睡眠		クラス活動・遊び
一人一人のリズムに合わせた 離乳食・授乳・睡眠	10:00	活動・遊び
遊び	12:00	昼食
離乳食・授乳 遊び	14:00	休息・睡眠
	15:00	目覚め・おやつ 遊び
順次降園	16:00	順次降園
夕方の保育開始	16:30	夕方の保育開始
0歳児保育終了	18:15	延長保育開始 補食・遊び
	19:15	延長保育終了
	閉園	

※クラスによって時間が異なります。

1 送り迎えについて

- ・ 送迎時は送迎者の確認を行います。あらかじめ園に届出した送迎者の方にのみ園児をお引渡しします。なお、小学生による園児のお迎えはできません。
- ・ 送り迎えの時間、送迎者が変更になる場合やお休みする時は必ず保育園にご連絡ください。
- ・ 送迎用の駐車場はございませんので、自家用車での送り迎えはできません。
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休園となります。お預かり後に地震が発生した場合、できるだけ早いお迎えにご協力ください。
- ・ 台風の接近や通過に伴い、気象警報が発表された場合などは臨時休園になることがあります。その場合、気象警報が解除された場合であっても、当該休園日については再開いたしません。詳細は、保育園入園後に、区立保育園のしおりや園だよりなどでご確認ください。

2 健康について

- ・小さなお子さまは、自分の体調変化を表すことができません。登園前にお子さまの顔色、食欲、機嫌など健康状態を確認し、普段と違うことがあった場合は、無理せず、ご家庭などで様子を見てください。
- ・お子さまが感染症でお休みした場合は、完治し医師の登園許可が出てから登園してください。また、登園の際に登園届が必要です。（登園届は園にあるほか、公設公営園は保護者向けに導入しているアプリよりダウンロードできます。）
- ・保育園では、原則として与薬はできません。（塗り薬・点眼薬等も含まれます。）
- ・健康診断は、園医（嘱託医）によって、定期的に行っています。

3 保育園の食事

- ・保育園での食事は、お子さまにとって身体の発育だけでなく、情緒面や社会性を養うものであり、一日の園での安定した生活リズムを整える一つです。
- ・厚生労働省の「食事摂取基準」を基に必要量を算出しています。
- ・お子さまの健康状態および栄養状況を把握し、季節の食品を使い、衛生には十分に気を付けて各保育園の調理室で調理をしています。
- ・味覚形成の大切な時期の為、薄味で素材の味を生かしています。
- ・うま味調味料や調理済み冷凍食品を使用せず、手作りに努めています。
- ・給食に使われる食品で、まだ食べたことがないものがありましたら、ご家庭で試していただくようお願いいたします。

【食事形態】 ※公設公営の保育園例

	内 容
離乳食	お子さまの月齢と発達段階に応じて離乳食を提供しています。
乳幼児食	メニューは同じですが、年齢に応じた固さや切り方に配慮し、各年齢に応じた分量を盛り付けています。
おやつ	「第4の食事」です。栄養・腹持ちを考え、手作りを心掛けています。
延長保育補食	夕食に差し支えない程度の軽食や果物、菓子類を提供しています。
牛乳	区立保育園は一日150mlの飲用牛乳を提供しています。
水分補給	麦茶用の粒大麦を煮出し、必要に応じて提供しています。

【食物アレルギーの対応】

- ・医師から原因食品の除去が必要と診断されている場合は、保育園にお申し出ください。給食の対応は、原因となる食品を完全に除去することを原則とします。医師が記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に、毎月の献立打ち合わせで、保護者の方と対応の確認を行います。
- ・食物アレルギー以外の個別の希望には対応していません。
- ・途中発症の場合、生活管理指導表を提出されるまではお弁当の持参をお願いします。

【1歳児クラスから入園するお子さまの食事について】

1歳児クラスの食事は離乳食の完了と授乳の完了を前提として対応しているため、乳幼児食の提供となります。予め入園までにご家庭での準備をお願いします。

【食事内容のお知らせについて】

- ・毎月、保護者の方には献立予定表を配布または配信しています。保育園の行事や材料の納品等の関係から予定日及び献立内容を変更することがありますのでご了承ください。
- ・毎日の食事はサンプルケースに展示します。降園時にお子さまと一緒にご覧ください。

【食育について】

- ・厚生労働省より告知された「保育所保育指針」に基づき、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にしています。
- ・毎日の食事から「食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待」し、「自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つ」ように働きかけていきます。
- ・楽しい食に関わる経験を通して、子どもたちが意欲的に、安心して落ち着いて食べることができるよう働きかけていきます。
- ・スプーンや箸は、子どもの発達や個人の状況に応じ、無理のないように適切な時期にしっかりと身に付くよう援助していきます。

※この内容は、私立保育園では異なる場合もありますのでご了承ください。

保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

「心身の発達に遅れがある」等の理由により、保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さまを判定会で認定し、要配慮児（※1）として保育します。

保育の実施にあたっては、保護者と園による綿密な話し合いを行い、療育施設等の関係機関と連携（※2）しながら、日中の集団生活を通じてお子さまの成長を促します。

入園後の申請も可能です。幼児保育課入園相談係までお問い合わせください。

※1 要配慮児として認定されると、保育園が個別に計画を立てます。計画を実施するうえで必要な場合は職員の増配置（加配）や環境整備等を行います。

※2 保育園では専門的な療法による治療や医療行為は行っておりません。

1 対象となる児童

- (1) 文京区内に在住している児童
- (2) 医療的ケアの実施を必要としない児童
(医療的ケアが必要な場合は別の判定が必要となります。 [P63](#) をご参照ください。)

2 実施および受け入れ園

原則、区内全ての認可保育施設で受け入れます。

ただし、施設環境等を確認していただくためにも、申請前に入園を希望する施設への見学やお問い合わせを推奨いたします。

3 申込み方法および必要書類

保育所入所申込書一式に加えて、以下の書類をご用意ください。

- 要配慮児保育相談票・心身状況表（文京区所定の様式）【必須】
- 障害者手帳等の写し（身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの場合のみ必要）
- 特別児童扶養手当を受給している証明の写し（該当の場合のみ必要）
- 診断書（※）（基礎疾患がある場合のみ必要、障害者手帳等がある場合は不要）
- 療育機関等による発達状態に関する意見書（お持ちの場合のみ必要）

※診断書経費は保護者様のご負担となります。内定後、速やかに提出してください。
(ただし、調整指数に関係する場合は入所申請時に必要です。)

なお、診断書には、以下の3点を明記していただくよう医師にご依頼ください。

- ① 基本的に集団保育を行う環境での生活が可能なこと。
- ② 保育園での医療行為が必要ないこと（与薬等については事前に相談が必要です。）。)
- ③ 日々の通園ができること。

4 入所選考

入所選考は他の申請者と同様に行い、お子さまが特別な配慮を必要とすることによって、加点や優先順位において有利（または不利）とはなりません。

(身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている場合は加点対象となります。)

5 内定後の観察保育

内定した保育園で観察保育を3日程度実施します（いずれも午前中を予定）。
日程は担当者から内定の連絡時にお知らせします。

6 要配慮児判定会

観察保育等を踏まえ、対象となるお子さまの保育に配慮が必要であるかの判断及び保育方針等について検討いたします。

判定結果は内定した保育園からお知らせします。

7 確認書の取り交わし及び認定後の面談

入園（内定）後、園と保護者が保育に当たっての確認事項について話し合いを行い、確認書を取り交わします。

その他、園が作成する個別指導計画書を共有するため、定期的に園と面談を行います。

医療的ケアの実施を必要とする場合

医療的ケアの実施を希望する場合は、実施可能園が限られているため、入所申込み前に必ず入園相談係までご相談ください。（お問い合わせ先 TEL03-5803-1190）

医療的ケアの実施の可否については、観察保育を実施の上、医療的ケア判定会において判定いたします。また、医療的ケア判定会にかかる医療行為の目安は下表のとおりです。なお、医療的ケアの判定にあたっては一定の期間を要するため、入所選考前から観察保育等を実施する場合があります。

区分	医療的ケア判定会にかかる目安	【例】医療行為（医療的ケア）
A	保育時間内の医療的ケアの 実施あり 【医療的ケア判定会の対象】	○気管切開（喀痰吸引、吸入含む） ○在宅人工呼吸器 ○在宅酸素療法 ○経管栄養（経鼻カテーテル、胃ろう、腸ろう） ○血糖測定、インスリン注射 ○導尿 など
B ※1	保育時間内の医療的ケアの 実施なし 【医療的ケア判定会の対象外】 (ただし保育時間内の観察・配慮が必要な場合は別途検討)	○人工肛門 ○腎ろう ○在宅中心静脈栄養（CVカテーテル留置等） ○透析（カテーテル留置等） 区分Aの内、保育時間内の医療的ケアの実施等がないもの ※2

※1 対象児童は、原則区立園で受け入れる。

※2 保育時間内に日常的な医療的ケアが必要になった場合は区分Aとする。

ちゃいれっく新大塚駅前保育園の移転について

ちゃいれっく新大塚駅前保育園は2024年4月に移転しました。

【所在地】 (移転前) 大塚4-48-7 ⇒ (移転後) 大塚5-29-6

園名の変更について

2024年4月から、以下の保育園の名称が変更となりました。

変更前	変更後
こころぶんきょうみょうがだに保育園	ソラスト小石川保育園
こころおちゃのみず第一保育園	ソラストお茶の水第一保育園
こころおちゃのみず第二保育園	ソラストお茶の水第二保育園

春日臨時保育所の事業終了について

春日臨時保育所は、2023（令和5）年度をもって、事業終了となりました。

保育年齢の変更について

2024年5月から、以下の保育園の保育年齢（クラス）の変更を予定しています。

対象園	変更前	変更後
キッズガーデン文京春日	生後43日~小学校就学前	生後57日~小学校就学前

